

薬生食輸発 1114 第 7 号
令和元年 11 月 14 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品のオキシテトラサイクリンに係る検査命令対象養
殖場の追加)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 1 号 (最終改正 : 令和
元年 11 月 14 日付け薬生食輸発 1114 第 4 号) に基づき実施しているところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産養殖ひらめより基準値を超えるオ
キシテトラサイクリンを検出したことから、下記に示す養殖場について同通知別添 2 の
2 (3) に掲げる養殖場に追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろし
くお願いします。

記

泰興養食 (登録番号 : K-F-CJ-291)

検査命令免除食品等

- (1)カナダ産ロブスター及びその加工品（麻痺性貝毒）
以下のURLに掲載される輸出者から輸出されたもの。
・ Canadian Food Inspection Agencyホームページ
<http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/fispoi/export/coupaye.shtml>
- (2)韓国産豚肉（スルファジミジン）
別表14に掲げる処理場において処理されたもの。
- (3)韓国産養殖ひらめ及びその加工品（オキシテトラサイクリン、エンロフロキサシン）
別表15で示した登録養殖場で養殖され、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
養殖加工ひらめについては、別表15で示した登録養殖場で養殖されたひらめを登録加工場で加工し、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
ただし、以下の から の養殖場については、エンロフロキサシンに係る検査命令を免除しない。また、 から の養殖場については、オキシテトラサイクリンに係る検査命令を免除しない。
先進水産（登録番号：K - F - J N - 3 0 7）
一子水産（登録番号：K - F - J N - 3 7 9）
孝賢水産（登録番号：K - F - J N - 3 8 2）
廣林水産（登録番号：K - F - C J - 6 4 9）
海龍水産營漁組合法人（登録番号：K - F - C J - 3 3 2）
宣佑水産（登録番号：K - F - C J - 4 0 5）
泰興養食（登録番号：K - F - C J - 2 9 1）
- (4)韓国産生鮮青とうがらし（フルキンコナゾール）
別表16に掲げる輸出者 I D の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (5)韓国産生鮮トマト（フルキンコナゾール）
別表17に掲げる輸出者 I D の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (6)韓国産生鮮ミニトマト（フルキンコナゾール）
別表18に掲げる輸出者 I D の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (7)韓国産生鮮パプリカ（クロルピリホス）
別表19に掲げる輸出者 I D の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (8)韓国産生鮮まくわうり（クロルフェナピル）
以下の輸出者 I D の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
輸出者 I D：01
輸出者名：NH TRADING CO.,LTD.
輸出者住所：7, Olympic-ro 48-gil, Gangdong-gu, Seoul
- (9)タイ産生鮮おくら（E P N）
別表20に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (10)タイ産生鮮グリーンアスパラガス（E P N）

別表21に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(11) タイ産生鮮バナナ（シペルメトリン）

別表22に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(12) タイ産生鮮マンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）

別表23に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(13) タイ産冷凍カットマンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）

別表24に掲げる製造者で製造されたもの。

(14) タイ産フリーズドライマンゴー（クロルピリホス、プロピコナゾール）

以下の製造者で製造されたもの。

製造者名：Chanthaburi Global Foods Co.,Ltd.

(15) タイ産生鮮マンゴスチン（イマザリル）

別表25に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(16) 台湾産豚肉（スルファジミジン）

別表26に掲げる処理場において処理されたもの。

(17) 中国産養殖鰻及びその加工品（オキシリニック酸、スルファジミジン）

養殖活鰻

別表27に掲げる養殖場で養殖されたもの。

養殖鰻加工品

別表28に掲げる養殖場で養殖された鰻であり、かつ同表に掲げる加工場で加工されたもの。

ただし、同表に関わらず、下記の加工場については、スルファジミジンに係る検査命令を免除しない。

加工場名：CHANGLE JUQUAN FOODS CO., LTD.

住 所：LIYUSHAN HESHAN TOWN, CHANGLE CITY, FUJIAN CHINA

(18) パラグアイ産ごまの種子（カルバリル）

別表29に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(19) フィリピン産生鮮おくら（テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス）

別表30に掲げる輸出者から輸出されたもの。

(20) フィリピン産生鮮マンゴー（クロルピリホス、シペルメトリン、フェントエート）

別表31に掲げる輸出者から輸出されたもの。